



はなみずき

学校だより
磐田市立竜洋西小学校
令和3年8月31日
～えがお かがやく にしのこ～

～感染予防を徹底した上で、2学期が始まりました～



新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」が発令されている中ですが、2学期が始まりました。本校では、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に従い、以下のとおり感染予防策を講じた上で、子どもたちの学びを継続できるようにしています。御家庭でもお子様及び御家族の皆様の健康管理への御協力をお願いします。

1 感染予防策の徹底

(1) 登校直後の児童の健康観察

登校後、速やかに「健康観察カードによりお子様及び御家族の体調を確認します。

(2) マスクの正しい着用

鼻に隙間なくマスクを正しく着用するように指導しています。

(3) 手指消毒

休み時間に手洗い・手指消毒を行います。



(4) 給食時における飛沫防止策

配膳前の消毒、黙って配膳すること、黙って食べることを徹底します。また、食事の後、はみがきをするときにも、水道で密にならないように順番に行います。

(5) 共用箇所の消毒

手洗い場、ドアノブ、トイレを定期的に消毒します。2校時終了後には、全校一斉に消毒する時間を設けます。

2 緊急事態宣言発令期間中における教育活動の制限

(1) 対話活動の制限

机を近付けたり、顔を近付けたりする対話活動は行いません。タブレットPCを効果的に活用します。

(2) 飛沫が広がる恐れのある活動、密集・密接する活動の制限

音楽では、合唱、リコーダー、鍵盤ハーモニカは行いません。体育では、「児童が密集する運動」「近距離で組み合ったりする運動」は行いません。家庭科は、緊急事態宣言前と同様、調理実習は行いません。

(3) 昼休みの短縮

感染症及び熱中症予防のために、昼休みを短縮し、下校時刻を早めます。

(4) 学校行事の制限

学校行事、PTA行事、講師を招いた授業などの実施を見合わせます。

～感染予防のために、御家庭へお願いしたいこと～

1 お子様及び御家族の皆様の健康管理について

- ・登校前に検温をして、健康観察カードにお子様及び同居の御家族の体調を御記入ください。
- ・お子様に発熱症状、せき、のどの痛み、鼻汁などの風邪症状がある場合は、症状が改善されるまで自宅で休養させてください。
- ・同居の御家族に風邪症状がみられる場合は、お子様が無症状であっても自宅待機をお願いします。ただし、医師等により新型コロナウイルス感染症ではないと判断されている場合は除きます。

※緊急事態宣言期間中の欠席連絡は、電話にてお願いします。

(午前7時30分から午前8時00分まで)

2 マスクの着用について

- ・顔の大きさに合ったマスクの着用をお願いします。特に、ゴムひもが長い場合は、御家庭で調節をして、しっかり鼻が隠れるようにしてください。なお、デルタ株は、ウイルス量が多いと言われており、不織布マスクが推奨されています。ただし、皮膚が弱いお子様はこれまでどおり布マスクを着用してください。
- ・放課後、習い事へ行くとき、友人宅へ行くとき等もできるだけマスクを着用するようにお声掛けをお願いします。
- ・気温や個人の体調等により、マスクを外すことは可能です。その際は、飛沫が飛ばないように、黙って呼吸を整えるように指導しています。

～濃厚接触者になった場合、感染した場合～

1 お子様本人もしくは同居の御家族が新型コロナウイルス陽性となった場合

- ・自宅待機（出席停止） ※保健所の指示に従う。

2 お子様が濃厚接触者になった場合もしくはその可能性が生じた場合

- ・自宅待機（出席停止） ※保健所の指示に従う。

3 同居の御家族が濃厚接触者になった場合

- ・自宅待機（出席停止） ※検査で陰性が判明するまで



1 から 3 までに該当することが生じた場合には、速やかに学校（0538-66-2134）へ御連絡ください。

学校保健委員会・奉仕作業(3・5・6年)

緊急事態宣言が発令されていることに伴い、9月8日（水）行う予定であった学校保健委員会の実施は見合わせます。

9月25日（土）に実施予定の奉仕作業（3・5・6年）は、今後の感染状況を見ながら、実施もしくは延期の判断をしていきます。